

「令和8年度 愛川町ウォーターPPP導入可能性調査業務委託」

公募型プロポーザル評価基準

1. 評価方法

審査員5名を評価者として評価を行い、各審査員の採点結果を合計の上、その合計点数が最も高い者を、最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする。(5名の配点の合計は、500点)

2. 評価点の計算方法

評価点は、「組織評価」と「提案内容評価」の合計で計算する。

3. 各審査員への評価点の配分

審査員一人あたり、100点を配点し、「組織評価」に30点を、「提案内容評価」に70点をそれぞれ配分する。

4. 総合評価点の最も高い者が複数いた場合の処理

各審査員の採点結果の総合評価点において最も高い者が複数となった場合には、「提案内容評価の合計点数」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記の処理を行った結果、さらに「提案内容評価の合計点数」において同点の者が複数となった場合には、当該者のうち提案内容評価内の「独自の提案の点数」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記の処理を行った結果、さらに「独自の提案の点数」において同点の者が複数となった場合には、見積書が最も低い1者を最優秀提案者とする。

さらに、見積額が同額となった場合においては、審査員5名による協議において決定する。

5. 最低基準点の設定

評価の結果、当該事業者に対する各審査員の採点結果の合計が、各審査員への配点合計の60パーセントである300点に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、最優秀提案者として選考しないものとする。

6. 見積価格に係る下限値の設定

審査においては、見積価格は評価の1基準であり、実績や提案内容も含めた総合的見地から最優秀提案者を判断することから、見積価格に下限値は設けない。但し、提案の内容に比して妥当な価格の提示となっているかについて、各審査員は、事業者より提出された企画提案内容書の審査と、プレゼンテーションの場における質疑により、当該提案事業者への確認を行う。